

クラブ愛知会則

第1章 総則

第1条（名称）

会の名称はクラブ愛知（以下「本会」という）とする。

第2条（目的）

本会は会員の業務発展および会員相互の親睦を図り、母校愛知大学の社会的評価の向上に寄与することを目的とする。

第3条（事業）

本会は前条の目的を達成するため次に掲げる事業を行う。

- (1) 会員の研修及び情報交換に関すること
- (2) 会員名簿、会報及び情報資料の発行に関すること
- (3) 例会の開催に関すること
- (4) 前各号に掲げるもののほか本会の目的を達成するために必要なこと

第2章 会員

第4条（会員）

本会の会員は愛知大学同窓生及びそれに準ずる者とする。

第5条（入会）

本会に入会を希望する者は会員の推薦により所定の入会申込書を提出し役員会の審査を経て入会がみとめられれば入会金及び年会費を納入し会員に登録する。

2 入会に関する細則は別に定める。

第6条（会費）

会員は本会の会費を納入しなければならない。

2 会費は入会金 10,000 円、年会費 30,000 円とする。ただし年会費は入会日から年度末までに6か月を満たないときは 15,000 円とする。

第3章 役員

第7条（役員）

本会は次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 幹事 若干名（内1名を会計とする）
- (4) 監事 若干名

2 監事は他の役員を兼ねることはできない。

第8条（役員を選任）

役員を選任は次のとおりとする。

- (1) 会長は総会において選任する
- (2) 副会長は会長が指名する
- (3) 幹事は会長が指名する
- (4) 監事は総会において選任する

第9条（役員職務および権限）

会長は本会を代表し、その会務を統括する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員の時はその職務を行う。

- 3 幹事は会務の執行に参画する。幹事の互選により幹事長及び副幹事長を置く。
- 4 会計は本会の会計業務を行う。
- 5 監事は本会の会計を監査する。

第10条（役員の任期）

役員の任期は2年とする。ただし、再選を妨げない。

- 2 役員に欠員が生じても会務の運営に支障が生じない限り直ちにおぎなうことはしない。

第4章 会議

第11条（会議の種類）

本会の会議は次のとおりとする。

- (1) 総会
- (2) 役員会

第12条（総会）

総会は定時総会及び臨時総会とする。

- 2 定時総会は年1回、年度末から90日以内に開催する。
- 3 臨時総会は会長が必要と認めたときに開催する。

第13条（総会の議決事項）

総会においては次に掲げる事項を議決する。

- (1) 会則の制定及び改廃に関する事
- (2) 会長及び監事の選任に関する事
- (3) 予算の決定及び決算の承認に関する事
- (4) 前各号に掲げるもののほか役員会において総会に付議すべき旨を議決した事

第14条（役員会）

役員会は会長、副会長、及び幹事をもって構成する。

- 2 役員会においては次に掲げる事項を議決する。
 - (1) 細則の制定及び改廃に関する事
 - (2) 事業計画に関する事
 - (3) 総会に付議すべき議案に関する事
 - (4) 例会の開催計画に関する事
 - (5) 入会希望者の審査に関する事
 - (6) 前各号に掲げるもののほか重要な業務の執行に関する事

第5章 会計

第15条（会計年度）

本会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第16条（経費）

本会の経費は会費、寄付金その他の収入をもって支弁し、本会の運営に必要な事務費、慶弔費等に充当する。

第17条（予算）

会長は役員会の議決を経て翌年度の予算案を作成し定時総会に提出しなければならない。

- 2 会長は当該年度の予算が成立するまでの間は前年度予算の範囲内において予算を執行することができる。

第18条（決算報告書）

会長は毎会計年度終了後本会の収入及び支出の決算報告書を作成し監事に提出しなければならない。

- 2 監事は前項の決算報告書を監査しなければならない。
- 3 会長は定時総会に前項の決算報告書を提出し、その承認を受けなければならない。

第6章 業務分掌

第19条（幹事の担当事務）

幹事は役員会の定めるところにより、事業、財務、広報等の事務、例会における講師の選考等本会の運営をそれぞれ担当しなければならない。

第20条（事務局）

本会に事務を補助させるため事務局を置く。

- 2 事務局は愛知大学校友課内に置く。

第7章 補則

第21条（顧問及び相談役）

本会に顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は役員会の議決により会長が委嘱する。
- 3 顧問及び相談役は必要に応じて意見を述べ諮問に答えることができる。

第22条（会費の免除）

役員会は特別寄付金を納入した者の会費を免除することができる。

第23条（会費滞納者の扱い）

会費を引き続き1年以上滞納した者は特別の事情がない限り退会したものと扱う。

付則

本会則は昭和56年1月より実施する。

平成4年1月改訂

平成20年1月31日改訂

平成22年3月9日改訂

平成22年5月11日改訂

平成25年12月17日改訂

平成27年7月29日改訂

平成30年5月9日改訂

令和元年5月14日改訂